

| No | 資料名                  | タイトル                    | 頁  |          |     |  |  |  | 質問                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----|----------------------|-------------------------|----|----------|-----|--|--|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 基本協定書                | 本協定の有効期間                | 7  | 第11条     |     |  |  |  | 「本協定の終了後も第8条及び第10条の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。」とありますが、第8条の秘密保持義務が永続することは極めて過大であり、一般的な事例に基づいて契約期間終了後2年としていただけないでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                | ご指摘のとおり、基本協定書においては、契約期間終了後2年間にわたり守秘義務の対象とすることが可能な情報もあると存じます。しかし、例えば、乙の企業情報等については、契約終了後2年を経過しても開示してはならない情報が存在すると認識しております。特に、個人情報、事業者の営業秘密、技術上のノウハウ等については、契約期間の経過にかかわらず、永続的に秘密として保持すべき内容であることから、その旨を契約書において明記しております。                                                                                                                         |
| 2  | 基本契約書                | 有効期間                    | 8  | 第15条     |     |  |  |  | 「基本契約の終了後も第11条及び第14条の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。」とありますが、第11条の秘密保持義務が永続することは極めて過大であり、一般的な事例に基づいて契約期間終了後2年としていただけないでしょうか。                                                                                                                                                                                                                             | ご指摘のとおり、基本契約書においては、契約期間終了後2年間にわたり守秘義務の対象とすることが可能な情報もあると存じます。しかし、例えば、乙の企業情報等については、契約終了後2年を経過しても開示してはならない情報が存在すると認識しております。特に、個人情報、事業者の営業秘密、技術上のノウハウ等については、契約期間の経過にかかわらず、永続的に秘密として保持すべき内容であることから、その旨を契約書において明記しております。                                                                                                                         |
| 3  | 工事請負仮契約書(想定案)        | コンクリートの単価について           | 15 | 第25条     |     |  |  |  | 2026年4月～生コン単価の改定により、コンクリート工事の金額上昇が見込まれます。施設整備費の提案上限額については現時点での生コン単価をもとに算出しているものと考えますが、工事費の積算にあたっては現時点の生コン単価で積算し、来年4月以降の単価上昇分については、工事請負仮契約書(案)第25条により、ご清算いただけるものと考えてよいでしょうか。ご教示願います。                                                                                                                                                                   | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 4  | 工事請負仮契約書(想定案)        | 履行期間                    | 30 |          |     |  |  |  | 「当企業体は、事務所を●●に置く。」とありますが、事務所は富田林市内である必要はないという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                            | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 5  | 工事請負仮契約書(想定案)        | 出来高超過額の請求について           | 33 | 第60条     |     |  |  |  | 工事請負仮契約書(案)第60条において「継続費又は債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、乙は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。))について部分払を請求することができ。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。」とありますが、例えば令和8年度に出来高が超過した場合には、令和9年3月(令和8年度末)に部分払いの検査受け、令和8年度中に(令和8年度支払限度額までの)部分払いご請求をしたのち、令和9年4月に令和8年度の出来高超過額をただちにご請求できるものと考えてよいでしょうか。ご教示願います。 | 本件につきましては、契約条項において、出来高超過額については「契約会計年度以外の会計年度においては、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払請求を行うことはできない」と規定されております。したがって、令和8年度に出来高が予定額を超過した場合には、<br>・令和8年度内においては、当該年度の支払限度額まで部分払を請求いただくこととなります。<br>・翌令和9年度当初には、令和8年度末に発生した出来高超過額について、予算の執行が可能となった時点で、部分払の請求を行っていただくことが可能です。従って、ご照会のとおり、令和9年3月に検査を受けて令和8年度分の部分払を行った後、令和9年4月以降において、令和8年度の出来高超過額について直ちに請求いただけます。 |
| 6  | 工事請負仮契約書(想定案)        | 別紙1 共同企業体協定書(事務所の所在地)   | 35 | 第3条      |     |  |  |  | 「当企業体は、事務所を●●に置く。」とありますが、SPCを設立するわけではないので当然事務所は富田林市内である必要はないという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                          | お見込みのおとりです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 7  | 指定管理者基本協定書(想定案)      | 光熱水費の負担区分               | 5  | 第 14 条の2 |     |  |  |  | 「10,000,000円／年」は税込という理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 8  | 指定管理者基本協定書(想定案)      | 別紙1 年度協定書               | 21 | 第4条      |     |  |  |  | 四半期ごとに支払われる指定管理料の支払い時期はいつなのでしょう。例えば4月～6月の対価分は3月に前払いされるのか、7月に支払いがなされるのか、具体的な市の支払いタイミングをご教示ください。                                                                                                                                                                                                                                                        | 四半期ごとに支払われる指定管理料の支払時期は、次のとおりです。<br>第1四半期(4月～6月)分:7月<br>第2四半期(7月～9月)分:10月<br>第3四半期(10月～12月)分:翌年1月<br>第4四半期(1月～3月)分:翌年4月                                                                                                                                                                                                                     |
| 9  | 指定管理者基本協定書(想定案)      | 別紙2 指定管理料の支払方法及び改定・精算方法 | 23 | 1        | (1) |  |  |  | 指定管理料は68回基本全て同額で平準化して支払われるのでしょうか。それとも年度ごとに実施する業務内容に準じて様式集(Excel版)にも記載し、各年度ごとにかかる実費額が支払われるのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                      | 同額で支払います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 10 | 指定管理者基本協定書(想定案)      | 別紙5 共同企業体協定書(事務所の所在地)   | 30 | 第3条      |     |  |  |  | 「当企業体は、事務所を●●に置く。」とありますが、事務所は富田林市内である必要はないという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                            | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 11 | 指定管理者基本協定書(想定案)      | 別紙5 共同企業体協定書(構成員の責任)    | 30 | 第10条     |     |  |  |  | 「運営委員会が決定した工程表により」とありますが、維持管理運営業務段階での工程表とは何を指していますでしょうか。誤記の場合は、締結時には条文を削除いただきたく存じます。                                                                                                                                                                                                                                                                  | 別紙5「共同企業体協定書」第8条に基づき設置された運営委員会において策定された工程表(スケジュール)です。                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 12 | 指定管理者基本協定書(想定案)      | 別紙5 共同企業体協定書            | 31 | 第11条     |     |  |  |  | 「当企業体の代表者の名義により設けられた別口預金口座」とありますが、その口座は同P21指定管理料の支払い口座と同一であると想定しているのでしょうか                                                                                                                                                                                                                                                                             | お見込みのとおり、指定管理料の支払いは、P21第4条に記載する金額を、四半期ごとにP31に指定する口座に振り込むことを想定しています。                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 13 | Park・PFI事業実施協定書(想定案) | 役割分担等                   | 2  | 第5条      |     |  |  |  | Park・PFI事業実施協定書(想定案)に関しては、今回の提案内容に即した変更はありませんか                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 協議の上決定します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 14 | モニタリング基本計画           | 全般                      |    |          |     |  |  |  | P2に「総括管理業務」の記載が多々ありますが、本事業の要求水準上の業務では総括管理業務がないため、記載を削除して修正いただけますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                | 修正します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |